



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年9月21日金曜日 第2405号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... 787

### 告 示

鳥獣保護区の存続期間の更新..... 788

休猟区の指定..... 790

特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定..... 794

医療機関の指定..... 797

施術機関の指定..... 797

指定医療機関の廃止の届出..... 797

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 797

介護機関（介護予防事業者）の指定..... 797

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 798

指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... 798

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 798

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の休止の届出..... 799

指定居宅サービス事業者の指定..... 799

指定居宅介護支援事業者の指定..... 799

指定介護予防サービス事業者の指定..... 799

指定居宅サービス事業の廃止..... 799

指定介護予防サービス事業の廃止..... 800

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 800

肥料登録有効期間の更新..... 800

保安林予定森林..... 801

保安林の指定の解除..... 801

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 801

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成

す水面の範囲..... 801

土地改良区役員の就退任の届出..... 801

建設業者の許可の取消し..... 802

道路の供用開始（県道西条久万線）..... 802

道路の供用開始（県道松山空港線）..... 802

道路の供用開始（県道寺尾重信線）..... 803

開発行為に関する工事の完了（2件）..... 803

建設業者の許可の取消し..... 803

道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）..... 803

道路の供用開始（県道長浜中村線）..... 804

道路の供用開始（県道美川小田線）..... 804

道路の区域変更（県道日向谷高野子線）..... 804

道路の供用開始（ " ）..... 805

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（3件）..... 805

### 公安委員会告示

指定講習機関の特定講習の廃止..... 805

### 公営企業告示

落札者等の告示..... 806

### 公営企業公告

新中央病院院内LAN（1号館）整備事業..... 806

X線Cアーム透視装置の購入..... 807

血管連続撮影システムの借入れ..... 808

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第42号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額
1 食品	省略				1 食品	省略			
	乳酸菌検査	省略				乳酸菌検査	省略		

	寄生虫検査（顕微鏡検査）	検査に必要な量	1項目	6,180円
2～27 省略				

2～27 省略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1145号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
古川鳥獣保護区	西条市の加茂川の区域のうち、県道壬生川新居浜野田線（旧東予有料道路）の新加茂川大橋上流側より上流で同県道の古川橋下流側より下流の河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	当該地域は、県内最大級のカモ類の越冬地となる加茂川河口の上流部に位置し、両岸は住宅地となっているが、区域内にも多数のカモ類が渡来するほか、干潮時に干出する広大な干潟及びヨシ原の存在により、鳥類の貴重な生息地となっており、希少種の渡来も確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的な巡視により環境の保持を図り、鳥類の安定的な生息及び鳥類の渡来に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
石岡鳥獣保護区	西条市氷見の石岡神社参道の鳥居（西の山内）を起点とし、ここから同神社の森の境界に沿って同神社の森を一周し、起	同 上	当該区域は、周辺に住宅地と田園が混在する、石岡神社を囲む常緑の森林で構成され、

点に至る線に囲まれた区域			鳥類の良好な生息環境となっており、地元住民にとっては身近な自然とふれあえる場となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥類の保護を図る。また、定期的な巡視により環境の保持を図り、鳥類の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
銚子ダム鳥獣保護区	伊予郡砥部町と伊予市との境界上の間戸峠を起点とし、ここから山頂（587メートル）に至る稜線をほぼ東に進み、同山頂を経て、国道379号の滝見橋付近に至る稜線をほぼ東に進み、同国道を出る。ここから同国道を北東ないし南に進み、銚子ダム管理道との交点に至り、ここから同管理道をほぼ北西に進み、千里城跡登山道入口付近で山頂（552メートル）に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線をほぼ南西に進み、三角点（506.3メートル）を経て、更に同稜線をほぼ南西に進み、同山頂を経て、更に同稜線を西に進み、同町と同市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	当該区域は、宅地、果樹園及び人工林が広い範囲を占めているものの、希少種を含む多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護を図る。 一方で、鳥獣による農作物への被害も多数発生している現状をふまえ、有害鳥獣捕獲により被害を及ぼす鳥獣の生息数を調整するとともに、同地区に生息する他の鳥獣に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

猪伏鳥 獣保護 区	上浮穴郡久万高原町所 在の国有林75から77まで の各林班並びに民有林久 万高原町森林計画区中81 1及び838の各林班の区 域	同 上	当該区域は、国 有林を中心に貴重 な天然林が残さ れ、鳥獣の生息地 として豊かな生態 系を形成しており、周辺の四国カ ルスト県立自然公 園や天狗高原への 入り込み者は、年 間を通じて大変多 く、自然教養の 場、人と動物の共 生の場として親し まれている地域で あることから、鳥 獣保護区に指定 し、当該地域に生 息する鳥類の保護 を図る。また、鳥 獣保護員等による 定期的な巡視を通 じて、静ひつな環 境の保持を図る。	県道宇和野村線に出て、 同県道を北東に進み、市 道出合河西線との交点に 至り、ここから同市道を 北西に進み、市道鮎返河 西線との交点に至り、こ こから同市道をほぼ北東 に進み、鮎返橋を経て、 同国道に出て、同国道を 南東ないし東に進み、起 点に至る線に囲まれた区 域	同 上	
野村ダ ム周辺 鳥獣保 護区	西予市野村町野村の国 道441号と市道野村ダム 袖山線との交点を起点と し、ここから同市道を南 に進み、ダム管理棟南側 及びダム堤頂部を経て、 更に同市道を南に進み、 樽ヶ谷との交点に至る。 ここから同谷を南に進み、 西森山三角点（621.8メ ートル）に至り、ここか ら稜線 <sup>りょうせん</sup> を南に進み、同町 と同市宇和町との境界に 至り、ここから同境界を 北西に進み、市道下宇和 地区85号線に出る。ここ から同市道を南ないし北 に進み、市道 - 23号線 との交点に至り、ここか ら同市道を北に進み、市 道下宇和地区80号線との 交点に至り、ここから同 市道を南西に進み、市道 - 21号線との交点に至 り、ここから同市道を西 に進み、市道 - 20号線 の昭和橋南端に至り、こ こから同橋を北に進み、	同 上	当該区域は、野村 ダム湖の周辺に広 がる豊かな森林と 肥沃な農耕地から なり、希少な鳥類 を始め、様々な野 生鳥獣が生息して いるほか、地域住 民にも憩いの場と なっていることか ら、鳥獣保護区に 指定し、当該地域 に生息する鳥類の 保護を図る。 一方で、近年イ ノシシ等特定の鳥 獣による農林作物 への被害が発生し ていることから、 野生鳥獣の保護と 同時に、農林業等 への被害対策を図 る。	南宇和郡愛南町御荘平 城の町道大谷線と県道久 良城辺線との交点を起点 とし、ここから同県道を ほぼ東ないし南に進み、 町道節崎南線との交点に 至り、ここから同町道を 西に進み、農道節崎線と の交点を経て、更に同町 道をほぼ北ないし北西に 進み、町道大谷線との交 点に至り、ここから同町 道をほぼ北東に進み、起 点に至る線に囲まれた区 域	同 上	当該区域は、旧 御荘町の中心部に 近い住宅地の近く にある周囲600m のため池とその周 辺の農用地と照葉 樹林で構成され、 同池には毎年1,000 羽以上のカモ類が 渡来し、南予地域 では鹿野川湖に次 ぐ飛来地となっ ていることから、鳥 獣保護区に指定 し、当該地域に生 息する鳥類の保護 を図る。また、定 期的な巡視等によ り環境の保持を図 る。
大森山 鳥獣保 護区		同 上		旧南宇和郡城辺町高野 山出張所佛眼院前のコン クリート橋南端を起点と し、ここから蓮乗寺川左 岸を上流に進み、大森児 童公園前のコンクリート 橋南端に至り、ここから 同公園南東側境界 <sup>りょうせん</sup> の稜線 を南東ないし南に進み、 南レク城辺公園展望台の 大森山標高点（127メー トル）に至る。ここから 稜線 <sup>りょうせん</sup> をほぼ西ないし北西 に進み、国道56号城辺ト ンネル上り側入り口左端 に至る。ここから南レク 公園県有地と私有地果樹 園の境界である山道を北 東ないし北に進み、町道 職園線に出る。ここから	同 上	当該区域は、旧 南宇和郡城辺町の 中心部に近く、佛 眼院境内・墓地、 大森児童公園及び それら後背の森林 で構成され、生息 する鳥類の種類は 少ないものの、照 葉樹林を中心とし た木々の緑と静寂 が残された憩いの 場として活用され ていることから、 鳥獣保護区に指定 し、当該地域に生 息する鳥類の保護 を図る。また、定 期的な巡視により 環境の保持を図

同町道を北西ないし北に進み蓮乗川に出て、同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	る。
--	----

○愛媛県告示第1146号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間
中尾休猟区	四国中央市富郷町豊坂の赤星山三角点（1,453.2メートル）を起点とし、ここから惣兵谷川支流に通じる谷をほぼ南東に進み、同支流に出て、同支流右岸を下流に進み、惣兵谷川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、県道高知伊予三島線との交点に至り、ここから同県道を南西ないし西に進み、同市と新居浜市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東ないし北西に進み、新居浜市と旧伊予三島市と旧宇摩郡土居町との境界の交点に至り、ここから旧伊予三島市と旧土居町との境界を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成24年11月1日から平成27年10月31日まで
馬立休猟区	四国中央市新宮町馬立と金砂町小川山との境界にある中の川右岸と奥之院鳥獣保護区界との交点を起点とし、ここから同区界をほぼ北東に進み、新宮ダムえん堤西端に至る。ここから銅山川右岸を下流に進み、県道川之江大豊線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、和田小屋川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、新宮町馬立と金砂町小川山との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、中の川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
立川山休猟区	新居浜市角野新田町の新田橋東端を起点とし、ここから市道角野船木支線を北に進み、市道角野船木線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道角野船木支線との交点に至り、ここから同市道を南ないし東に進み、市道新田種子川線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、松山自動車道側道との交点に至り、ここから同側道を東に進み、林道東種子川線との交点に至り、ここから同林道を南に進み、	同 上

	上兜山（1,561メートル）に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南に進み、林道西種子川線を横断し、更に同山道を尾根に沿って南東に進み、同山で同市と四国中央市との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、物住頭（1,634.3メートル）に至り、ここから稜線を南西に進み、西赤石山三角点（1,626.1メートル）を経て、更に稜線を南西に進み銅山越に至る。ここから通称銅山越山道をほぼ北西に進み、県道新居浜別子山線の新仙雲橋北端に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
大森山休猟区	西条市中奥の県道西条久万線の三碧橋西端を起点とし、ここから同県道を南東に進み、西之川平組の大宮橋西端で市道東之川東西線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、東之川で瓶ヶ森登山道との交点に至る。ここから同登山道を北東に進み、菖蒲峠で石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を南に進み、台ヶ森を経て、更に同区界を南西ないし北西に進み、旧西条市と旧周桑郡小松町との境界に至る。ここから同境界を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
石根休猟区	西条市小松町大字大頭の国道11号と県道石鎚丹原線との交点を起点とし、ここから同県道を南に進み、大郷部落を経て、市道山神線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く山道を南西に進み谷筋に至る。ここから同谷筋を南西に進み、同市小松町と市丹原町との境界に至る。ここから同境界を北西ないし北に進み、同国道に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
徳田休猟区	西条市丹原町大字田滝の県道関屋今井線の田滝橋西端を起点とし、ここから西川右岸を上流に進み、黒滝谷川との合流点に至る。ここから同川右岸を上流に進み、通称権現谷との交点に至り、ここから同谷を北西に進み、通称ヒクタオで旧周桑郡丹原町と旧東予市との境界に至る。ここから同境界を東ないし北東に進み、県道徳能伊予三芳停車場線に出て、同県道をほぼ南西に進み、県道関屋今井線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、西山鳥獣保護区の区域を除いた区域	同 上

<p>長沢休猟区</p>	<p>今治市と西条市との境界と県道孫兵衛作壬生川線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ西に進み、今治市と西条市と旧越智郡朝倉村との境界の交点に至り、ここから旧今治市と旧朝倉村との境界を北西に進み、市道大坪通町谷線に出る。ここから同市道を北西に進み、市道桜井朝倉線との交点に至り、ここから同市道を北東ないし東に進み、県道桜井山路線に出る。ここから同県道を南に進み、市道石打線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、県道朝倉伊予桜井停車場線を横断し、市道長沢内前線との交点に至る。ここから同市道及びこれに続く市道二反地元瀬線を南東に進み、国道196号に出る。ここから同国道を南東ないし南に進み、県道孫兵衛作壬生川線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>大三島北休猟区</p>	<p>今治市の大三島の区域のうち、宮浦本川河口右岸を起点とし、ここから同岸を上流に進み、昭和橋北端に至り、ここから同橋を南に進み、県道大三島上浦線に出て、同県道を北東に進み、州の鼻橋北端で井之口本川に出て、同川左岸を下流に進み、河口に至る線で分断される北側の区域</p>	<p>同 上</p>
<p>宮崎休猟区</p>	<p>今治市波方町小部の町道岡線と県道波方環状線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、小部漁港隣港道路との交点に至り、ここから同道路を西に進み、同道路の延長線と小部漁港海岸の海岸線との交点に至る。ここからその海岸線に沿ってほぼ西に進み、錨掛ノ鼻及び御崎を経て、更にその海岸線をほぼ北に進み、梶取ノ鼻に至る。ここからその海岸線をほぼ東に進み、馬刀瀧を経て、更にその海岸線を北東に進み、森上港を経て、更にその海岸線を北東に進み、大角鼻に至る。ここからその海岸線をほぼ南東に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東に進み、県道今治波方港線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南西に進み、町道門田線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北西に進み、町道樋口波方線との交点に至る。ここから同町道を南西に進み、町道岡線との交点に至り、ここから同町道を西に進み、起点に至る線に囲ま</p>	<p>同 上</p>
<p>弓削島休猟区</p>	<p>越智郡上島町弓削のうち、弓削島の全域</p>	<p>同 上</p>
<p>津波島休猟区</p>	<p>越智郡上島町岩城のうち、津波島の全域</p>	<p>同 上</p>
<p>魚島休猟区</p>	<p>越智郡上島町魚島のうち、魚島の全域</p>	<p>同 上</p>
<p>中島南休猟区</p>	<p>松山市中島町の中島本島の区域のうち、市道大浦吉城線及びその延長線で分断される南側の区域</p>	<p>同 上</p>
<p>唐川休猟区</p>	<p>伊予市上唐川と伊予市中山町と伊予郡砥部町との境界の交点を起点とし、ここから同市上唐川と同市中山町との境界をほぼ西に進み、国道56号に出て、同国道を北に進み、県道大平砥部線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、同市と砥部町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>高市休猟区</p>	<p>伊予市と伊予郡砥部町の境界と県道中野川総津線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、総津橋北端で玉谷川に出て、同川右岸を下流に進み、新総津橋南端で国道379号との交点に至り、ここから同国道をほぼ南に進み、喜多郡内子町と砥部町との境界に至り、ここから同境界を南西ないし北西に進み、伊予市と内子町と砥部町との交点に至り、ここから同境界を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>下直瀬休猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町直瀬の県道落合久万線の直瀬橋北端を起点とし、ここから同県道を北に進み、県道美川川内線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東に進み、県道直瀬瀨草線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北東に進み、旧同郡久万町と旧同郡面河村との境界に至る。ここから同境界を東ないし南に進み、旧久万町と旧面河村と旧同郡美川村との境界の交点に至り、ここから南西に進み、県道西条久万線に出る。ここから同県道を北ないし北西に進み、清瀬橋を経て、更に同県道を西に進み、島田橋東端に至り、ここから谷に沿って北に進み、稜線に至る。ここから同稜線を北西に進み、西ノ川橋に至る稜線に至り、ここから同稜線を南西に進み、西ノ川橋北端で同県道に出る。ここから同県道をほぼ西ないし北西に進み、県道落合久万線</p>	<p>同 上</p>

	との交点に至り、ここから同県道を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域（久万高原ふるさと旅行村特定猟具使用禁止区域を含む。）			ぼ北東ないし東に進み、県道西条久万線との交点に至り、ここから同県道を東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
桂ヶ森休 猟区	上浮穴郡久万高原町久万の国道33号と町道旭ヶ丘線との交点を起点とし、ここから同町道を西に進み、町道ひわ田線との交点に至り、ここから同町道をほぼ西に進み、町道由良野線との交点に至り、ここから同町道を南西に進み、県道上尾峠久万線に出る。ここから同県道を北西に進み、サレガ峠で同町と伊予郡砥部町との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、久万高原町と砥部町と松山市との境界の交点に至り、ここから久万高原町と同市との境界を東に進み、同町二名と同町東明神との境界に至り、ここから同境界及びこれに続く山道を南東に進み、町道皿木線に出て、同町道を東に進み、国道33号に出て、同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域（由良野特定猟具使用禁止区域の一部を含む。）	同 上		黒藤川休 猟区	上浮穴郡久万高原町黒藤川の国道33号と県道美川川内線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北ないし北東に進み、林道長崎明神山線との交点に至る。ここから同林道及びこれに続く山道を東に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、明神山三角点（1541.6メートル）に至る。ここから旧同郡美川村と旧同郡柳谷村の境界を西に進み、同国道に出て、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
妙休猟区	上浮穴郡久万高原町渋草の町道大成線と国道494号との交点を起点とし、ここから同国道を北に進み、県道落合久万線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、相名峠に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東に進み、同峠で同町と西条市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ南東に進み、町道坂瀬線に出る。ここから同町道を南に進み、町道大成線との交点に至り、ここから同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域	同 上		中久保休 猟区	上浮穴郡久万高原町西谷の古味橋東端を起点とし、ここから町道中久保線を東に進み、国道440号に出る。ここから同国道をほぼ南西に進み、横野トンネル東口で町道中久保線との交点に至り、ここから同町道を南西ないし北西に進み、同トンネル西口で同国道に出る。ここから同国道を西に進み西谷大橋東端で高野川に出る。ここから高野川左岸を上流に進み、中久保橋北端で国道440号に至り、ここから同国道を南西ないし南東に進み、地芳峠で同町と高知県の境界に至る。ここから同境界を西に進み、同町と西予市と高知県の境界との交点に至り、ここから同町と同市の境界を北に進み、丸石山三角点（1,327.5メートル）に至り、ここから同町と喜多郡内子町との境界を北に進み、県道小田柳谷線に出て、同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
中組休猟 区	上浮穴郡久万高原町中組の県道西条久万線と町道河ノ子線との交点を起点とし、ここから同町道をほぼ東に進み、林道川ノ子線との交点に至り、ここから同林道をほぼ東に進み、高知県吾川郡仁淀川町に至る山道との交点に至る。ここから、同山道をほぼ東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから、同境界を南西ないし西に進み、三光ノ辻山三角点（1,215.3メートル）に至る。ここから、旧同郡面河村と旧同郡美川村との境界をほぼ北西に進み、四辻ノ森三角点（1,201.0メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、国道494号に出る。ここから同国道をほ	同 上		河辺南休 猟区	大洲市河辺町と同市肱川町との境界と県道小田河辺大洲線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、稲谷を経て、更に同県道を東に進み、竹の瀬を経て、更に同県道をほぼ北東に進み、同市と喜多郡内子町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北東ないし南東に進み、雨乞山三角点（1,213.1メートル）を経て、更に同境界を南東に進み、同市と内子町と西予市との境界の交点に至る。ここから大洲市と西予市との境界をほぼ南西に進み、大旗山三角点（1,184.1メートル）を経て、更に同境界をほぼ南西に進み、三角点（790.4メートル）を経	同 上

	て、更に同境界をほぼ西ないし南に進み、大洲市河辺町と同市肱川町と西予市との境界の交点に至る。ここから大洲市河辺町と同市肱川町との境界をほぼ西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域			点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、町道入津松線との交点に至る。ここから同町道を北東に進み、県道鳥井喜木津線に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、旧同郡三崎町と旧同郡瀬戸町との境界に至る。ここから同境界を南に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ南西に進み、梶谷鼻及び小梶谷鼻を経て、起点に至る線に囲まれた区域		
平野黒木 休猟区	大洲市大洲の県道大洲保内線と国道441号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南東ないし南西に進み、市道黒木野佐来線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、金山橋南端で国道56号に出る。ここから同国道を南に進み、札掛を経て、更に同国道を南西に進み、鳥坂 <sup>すい</sup> 隧道北口に至り、ここから同隧道上を南西に進み、同市と西予市との境界に至る。ここから同境界を北東ないし西に進み、大洲市と西予市と八幡浜市との境界の交点に至る。ここから大洲市と八幡浜市との境界をほぼ北ないし北西に進み、三角点(447.4メートル)を経て、更に同境界を西ないし北西に進み、鞍掛山三角点(629.4メートル)を経て、更に同境界をほぼ北東に進み、県道大洲保内線に出る。ここから同県道をほぼ南西ないし東に進み、本谷を経て、更に同県道をほぼ北東に進み、土居を経て、更に同県道をほぼ東に進み、JR四国予讃線を横断し、更に同県道をほぼ南東に進み、栄町を経て、更に同県道をほぼ北東ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域(国立大洲青年の家特定猟具使用禁止区域を含む。)	同 上		明浜休猟区	西予市明浜町俵津の国道378号の宮崎橋西端を起点とし、ここから同国道をほぼ西に進み、渡江、狩浜及び高山を経て、宮野浦の旭橋東端で堂面川に出て、同川右岸及びこれに続く谷を上流に進み、三角点(379.6メートル)で同町と同市三瓶町との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同市明浜町と同市三瓶町と同市宇和町との境界の交点に至り、ここから同市明浜町と同市宇和町との境界を南東に進み、県道宇和高山線に出て、同県道を南東ないし北東に進み、林道火道線との交点に至り、ここから同林道を北東に約100メートル進み、銭坪川に通じる谷に至り、ここから同谷を南東に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、宮崎川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
乙景山休 猟区	喜多郡内子町大瀬中央の国道379号と県道池田中山線との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、程内部落を経て、更に同県道をほぼ西に進み、杖窪部落を経て、更に同県道を南西ないし北東に進み、同町と伊予市との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、同町と伊予市と伊予郡砥部町との境界の交点に至り、ここから内子町と砥部町との境界を南東に進み、旧内子町と砥部町と旧上浮穴郡小田町との境界の交点に至り、ここから旧内子町と旧小田町との境界を南に進み、同国道に出て、同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上		予子林休 猟区	西予市野村町と同市城川町との境界と鹿野川ダム周辺鳥獣保護区界との交点を起点とし、ここから同区界をほぼ北西に進み、西予市と大洲市との境界に至り、ここから同境界を北ないし東に進み、西予市野村町舟戸で県道野村柳谷線に出て、同県道を東に進み、市道雨包線との交点に至り、ここから同市道を南東ないし西に進み、林道雨包線との交点に至る。ここから同林道をほぼ東に進み、同市野村町と同市城川町との境界に至り、ここから同境界を西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
名取休猟 区	西宇和郡伊方町三崎の国道197号の国道九四フェリー発着場を起点とし、ここから県道佐田岬三崎線を北西ないし西に進み、県道鳥井喜木津線との交	同 上		魚成休猟 区	西予市城川町魚成の魚成橋東端を起点とし、ここから国道197号を南東に進み、市道魚成線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道広田今田線に至る。ここから同市道を南東に進み、市道下惣川線に至り、ここから同市道を南に進み、林道下惣川線との交点に至り、ここから同林道をほぼ	同 上

	南に進み、同林道の終点に至る。ここから、稜線 <sup>ひら</sup> を南西に進み、西予市と北宇和郡鬼北町との境界に至り、ここから同境界を西に進み、同市城川町と同市野村町と鬼北町との境界の交点に至り、ここから同市城川町と同市野村町との境界を北に進み、国道441号に出て、同国道を北東に進み、県道野村城川線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域（今田特定猟具使用禁止区域を含む。）			25年10月31日 まで	
			四国中央市地内の上野休猟区の全域	同 上	同 上
			四国中央市地内の東山休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同 上
			四国中央市地内の辺地床休猟区の全域	同 上	同 上
			四国中央市地内の三角寺休猟区の全域	同 上	同 上
奈良休猟区	北宇和郡鬼北町出目の出目陸橋北端を起点とし、ここから国道320号を西に進み、同町と宇和島市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、泉が森三角点（755.2メートル）を経て、更に同境界を北に進み、同町と同市と旧同郡三間町との境界の交点に至る。ここから同町と旧三間町との境界を東ないし北に進み、JR四国予土線との交点に至る。ここから同線を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域（アチ谷池特定猟具使用禁止区域を含む。）	同 上			
四国中央市地内の中尾休猟区の全域			四国中央市地内の中尾休猟区	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上
四国中央市地内の馬立休猟区の全域			四国中央市地内の馬立休猟区	同 上	同 上
新居浜市地内の大久保休猟区			新居浜市地内の大久保休猟区	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上
新居浜市地内の赤石休猟区			新居浜市地内の赤石休猟区	同 上	同 上
新居浜市地内の中村・萩生休猟区			新居浜市地内の中村・萩生休猟区	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同 上
新居浜市地内の立川山休猟区			新居浜市地内の立川山休猟区	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上
西条市地内の市之川・加茂休猟区			西条市地内の市之川・加茂休猟区	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上
西条市地内の途中之川休猟区			西条市地内の途中之川休猟区	同 上	同 上
西条市地内の千原休猟区			西条市地内の千原休猟区	同 上	同 上
西条市地内の中之池休猟区			西条市地内の中之池休猟区	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同 上
西条市地内の吉岡休猟区			西条市地内の吉岡休猟区	同 上	同 上
西条市地内の明河休猟区			西条市地内の明河休猟区	同 上	同 上
西条市地内の大森山休猟区			西条市地内の大森山休猟区	平成24年11月	同 上

○愛媛県告示第1147号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類
四国中央市地内の翠波休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成	イノシシ、ニホンジカ



の全域	1日から平成 27年10月31日 まで		伊予市市内の陣が森岳休獵 区の全域	同 上	同 上
西条市市内の石根休獵区の 全域	同 上	同 上	伊予市市内の大久保休獵区 の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同 上
西条市市内の徳田休獵区の 全域	同 上	同 上	伊予市市内の唐川休獵区の 全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上
今治市市内の木地休獵区の 全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上	東温市市内の陣ヶ森休獵区 の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上
今治市市内の大島南休獵区 の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同 上	東温市市内の添谷休獵区の 全域	同 上	同 上
今治市市内の長沢休獵区の 全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上	東温市市内の則之内休獵区 の全域	同 上	同 上
今治市市内の大三島北休獵 区の全域	同 上	同 上	東温市市内の滑川休獵区の 全域	同 上	同 上
今治市市内の宮崎休獵区の 全域	同 上	同 上	伊予郡砥部町市内の万年休 獵区の全域	同 上	同 上
越智郡上島町市内の弓削島 休獵区の全域	同 上	同 上	伊予郡砥部町市内の高市休 獵区の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上
越智郡上島町市内の津波島 休獵区の全域	同 上	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の 東明神休獵区の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上
越智郡上島町市内の魚島休 獵区の全域	同 上	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の 西ノ川休獵区の全域	同 上	同 上
松山市市内の萩原休獵区の 全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の 大成休獵区の全域	同 上	同 上
松山市市内の九川休獵区の 全域	同 上	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の 二箇休獵区の全域	同 上	同 上
松山市市内の権現休獵区の 全域	同 上	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の 高野休獵区の全域	同 上	同 上
松山市市内の小野休獵区の 全域	同 上	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の 日野浦休獵区の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同 上
松山市市内の窪野休獵区の 全域	同 上	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の 柳井川休獵区の全域	同 上	同 上
松山市市内の中島南休獵区 の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の 下直瀬休獵区の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上
伊予市市内の秦皇山休獵区 の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上	上浮穴郡久万高原町市内の	同 上	同 上



駄場休猟区の全域	1日から平成 26年10月31日 まで
----------	---------------------------

○愛媛県告示第1148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
西予市国民健康 保険惣川診療所	西 予 市	西予市野村町舟戸2098番地1	平成24年 4月1日
トーヨ調剤薬局	栗林薬品株式会社	西条市北条1637 - 2	平成24年 8月20日
渡 部 病 院	医療法人社団門 の内会	西条市周布331番地 1	平成24年 8月20日

○愛媛県告示第1149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年 9月21日

○愛媛県告示第1151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人補天会	今治市米屋町三丁目1番地15	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町3丁目2 - 10	平成24年 8月1日
高岡倫子	新居浜市東田二丁目甲1841番地 の1	千葉薬局	新居浜市東田二丁目甲1841番 地の1	平成24年 8月20日
医療法人久豊会	新居浜市松原町12番44号	加藤医院	新居浜市松原町12番44号	平成24年 8月21日
有限会社介護支援サービスし るもと	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 697 - 4	小規模多機能ホーム・メサイ ア	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 535	平成24年 8月31日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2 丁目9番地	ニチイケアセンターあけぼの 訪問看護ステーション	宇和島市寿町一丁目5番8号	平成24年 9月1日
株式会社介護ステーションす みれ	宇和島市保手四丁目9番14号	介護ステーションすみれ	宇和島市保手四丁目9番14号	平成24年 9月4日

○愛媛県告示第1152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
なかむら鍼灸整 骨院	中 村 達 也	西予市城川町魚成3702 - 7	平成24年 7月31日
とも鍼灸整骨院	古 川 智 一	新居浜市庄内町1 - 14 - 27	平成24年 8月22日

○愛媛県告示第1150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
西予市国民健康 保険惣川診療所	西 予 市	西予市野村町惣川1288番 地	平成24年 3月31日
自在園診療所	社会福祉法人御 荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町御荘平城 5272	平成24年 7月31日
有限会社城西調 剤薬局八幡浜店	有限会社城西調 剤薬局	八幡浜市古町1 - 1030 - 4	平成24年 8月15日
トーヨ調剤薬局	栗林薬品株式会 社	西条市周布330 - 4	平成24年 8月19日

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人補天会	今治市米屋町三丁目1番地15	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町3丁目2-10	平成24年8月1日
高岡倫子	新居浜市東田二丁目甲1841番地の1	千葉薬局	新居浜市東田二丁目甲1841番地の1	平成24年8月20日
医療法人久豊会	新居浜市松原町12番44号	加藤医院	新居浜市松原町12番44号	平成24年8月21日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンターあけぼの訪問看護ステーション	宇和島市寿町一丁目5番8号	平成24年9月1日
株式会社介護ステーションすみれ	宇和島市保手四丁目9番14号	介護ステーションすみれ	宇和島市保手四丁目9番14号	平成24年9月4日

○愛媛県告示第1153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社仁愛	新居浜市久保田町一丁目8番10号	（変更後）ケアプラザ「サン愛」久保田事業所	新居浜市久保田町一丁目8番10号	平成24年6月30日
		（変更前）介護プラザ「サン愛」久保田事業所		

○愛媛県告示第1154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社仁愛	新居浜市久保田町一丁目8番10号	（変更後）ケアプラザ「サン愛」久保田事業所	新居浜市久保田町一丁目8番10号	平成24年6月30日
		（変更前）介護プラザ「サン愛」久保田事業所		

○愛媛県告示第1155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地1	伊予市社協訪問入浴事業所	伊予市米湊723番地1	平成24年4月1日

○愛媛県告示第1156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	有限会社サン・ケアワーク居宅介護支援事業所	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	平成24年5月1日

○愛媛県告示第1157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ラ・マル	訪問看護ステーション空	愛媛県今治市東村一丁目7番25号 ラグーナ7号館	平成24年8月15日	訪問看護
株式会社サン・ファミリア	訪問介護事業所 サン・ファミリア今治	愛媛県今治市山路町一丁目536-1	平成24年8月15日	訪問介護

○愛媛県告示第1158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社スピーシーズ	居宅介護支援事業所福家	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田680番地	平成24年8月1日	居宅介護支援
株式会社幸徳	居宅介護支援事業所幸徳	愛媛県南宇和郡愛南町岩水161番地	平成24年8月1日	居宅介護支援
株式会社サン・ファミリア	居宅介護支援事業所サン・ファミリア今治	愛媛県今治市山路町一丁目536-1	平成24年8月15日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ラ・マル	訪問看護ステーション空	愛媛県今治市東村一丁目7番25号 ラグーナ7号館	平成24年8月15日	介護予防訪問看護
株式会社サン・ファミリア	訪問介護事業所サン・ファミリア今治	愛媛県今治市山路町一丁目536-1	平成24年8月15日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛南町社協御荘訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139番地 御荘老人福祉センター	平成24年 8月31日	訪問介護

○愛媛県告示第1161号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛南町社協御荘訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139番地 御荘老人福祉センター	平成24年 8月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1162号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1 外	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所	住友信託銀行株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	平成24年 4月1日	平成24年 9月10日
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676-1 外	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所	住友信託銀行株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号		平成24年 9月3日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 高橋 宰		
エミフルMASAKI-C	伊予郡松前町東古泉文五郎分586 外	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所	住友信託銀行株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号		平成24年 9月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1163号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、

次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年9月25日	愛媛県第1240号	魚廃物加工肥料	5.0魚廃物加工肥料	窒素全量5.0 りん酸全量2.8	含有を許される有害成分の最大量は、規格のとおり	吉田町漁業協同組合 愛媛県宇和島市 吉田町立間尻甲428番地

○愛媛県告示第1164号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所  
今治市伯方町北浦字竹田乙106
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
 

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字竹田乙106（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1165号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除に係る保安林の所在場所  
大洲市長浜町沖浦丙1612の4、丙1720の4（以上2筆国有林）
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1166号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成24年9月21日から10月4日まで

○愛媛県告示第1167号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第8号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成24年8月30日次のとおり定めた。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第1168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、朝倉村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年9月21日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 重 鬼	今治市古谷甲95番地 1
"	越 智 友 雄	今治市朝倉上甲2052番地 4
"	越 智 存	今治市朝倉上甲87番地
"	曾我部 洋 三	今治市朝倉上甲693番地
"	渡 辺 隆 弘	今治市朝倉上甲920番地
"	越 智 修 三	今治市朝倉上甲1509番地 1
"	加 藤 和 敏	今治市朝倉上甲1096番地 3
"	越 智 巧	今治市朝倉上甲2725番地 1
"	永 井 房 一	今治市朝倉南甲374番地
"	長 井 三 造	今治市朝倉南乙113番地 7
"	仙 波 洋 二	今治市朝倉南甲312番地
"	武 田 博 志	今治市朝倉北甲368番地
"	白 石 良 光	今治市朝倉下甲820番地 1
"	南 條 泉	今治市朝倉下甲1182番地
"	日 浅 正 則	今治市朝倉下甲680番地 2
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	窪 田 悟 師	今治市古谷甲759番地 3
監 事	小 澤 公 暁	今治市朝倉上甲2097番地 4
"	阿 部 正 人	今治市朝倉北甲434番地
"	石 丸 孝 光	今治市朝倉下甲174番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 悟	今治市朝倉南甲312番地
"	山 内 哲	今治市朝倉上甲1594番地
"	越 智 存	今治市朝倉上甲87番地
"	越 智 桐 雄	今治市朝倉上甲598番地 1
"	渡 辺 隆 弘	今治市朝倉上甲920番地
"	武 田 孝 雄	今治市朝倉上甲2247番地
"	石 丸 俊 郎	今治市朝倉上甲1157番地

〃	越 智 巧	今治市朝倉上甲2725番地 1
〃	菅 朗 富	今治市朝倉南乙18番地 2
〃	永 井 房 一	今治市朝倉南甲374番地
〃	阿 部 正 人	今治市朝倉北甲434番地
〃	南 條 泉	今治市朝倉下甲1182番地
〃	日 浅 正 則	今治市朝倉下甲680番地 2
〃	白 石 末 光	今治市朝倉下甲957番地 1

〃	清 水 亘	今治市山口甲192番地
〃	後 山 和 良	今治市古谷甲 4 番地 3
〃	清 水 俊 仁 郎	今治市古谷甲96番地 2
監 事	越 智 健 裕	今治市朝倉上甲2017番地
〃	菅 敏 朗	今治市朝倉北甲360番地
〃	石 丸 孝 光	今治市朝倉下甲174番地

○愛媛県告示第1169号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 22 ) 第 9224号	平成23年 1月19日	アイケン工業(有)	日浅伊久磨	今治市長沢甲539 - 4	平成24年 8月6日	石工事業、鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 20 ) 第 15458号	平成20年 11月14日	新居浜市管工事業(有)	小泉 禮造	新居浜市八雲町 3 - 29	平成24年 8月6日	管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
( 般 - 22 ) 第 14669号	平成22年 12月19日	吉岡弘美塗装	吉岡 昇	新居浜市本郷 3 - 5 - 45	平成24年 8月8日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
( 般 - 23 ) 第 13379号	平成23年 4月26日	(株)天宗	吉田 龍藏	今治市美須賀町 4 - 1 - 3	平成24年 8月13日	管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
( 般 - 23 ) 第 7934号	平成23年 10月28日	黒川設備	黒川 初一	今治市室屋町 5 - 3 - 19	平成24年 8月21日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
( 特 - 23 ) 第 10136号	平成23年 5月13日	長崎工業(株)	長崎 信行	今治市玉川町三反地甲30 - 4	平成24年 8月22日	左官工事業、鉄筋工事業 板金工事業、ガラス工事業 防水工事業、熱絶縁工事業	建設業の廃止 (一部)
( 特 - 23 ) 第 1396号	平成23年 11月29日	越智電気工事(株)	岡田 和雄	今治市高橋甲394 - 2	平成24年 8月22日	土木工事業 とび・土工工事業 は装事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市大保木字土山甲53番16	平成24年 9月21日

○愛媛県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山空港線	松山市竹原二丁目144番 6 地先から 同市竹原二丁目117番14まで	平成24年 9月21日
〃	〃	松山市竹原二丁目91番22から 同市竹原町一丁目 1 番 1 地先まで	〃



## ○愛媛県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	寺尾重信線	東温市山之内字古屋敷乙674番4から 同市山之内字馬木甲2488番地先まで	平成24年9月21日

## ○愛媛県告示第1173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年9月21日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建（開）第22号 平成24年9月11日	伊予郡松前町大字鶴吉字康居287番5	伊予郡松前町大字鶴吉287番地3 神 尾 孝 光

## ○愛媛県告示第1174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年9月21日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建（開）第23号 平成24年9月14日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛216番1、217番、218番1	香川県高松市寺井町1024番地2 株式会社 ファミリーホーム 代表取締役 千 田 善 博

## ○愛媛県告示第1175号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(特-19)第7051号	平成19年 9月16日	(株)むらかみ	兼本 章	大洲市長浜町下須戒1271	平成24年 8月7日	土木事業	建設業の廃止 (一部)
(特-19)第7051号	平成19年 9月16日	(株)むらかみ	兼本 章	大洲市長浜町下須戒1271	平成24年 8月15日	とび・土工事業 石工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

## ○愛媛県告示第1176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野2584番2地先から 同町正野2556番1地先まで	旧	メートル 5.8~11.8	キロメートル 0.198	
			新	6.4~16.7	0.198	
"	"	西宇和郡伊方町正野2454番から 同町正野2429番まで	旧	5.7~14.6	0.134	
			新	9.0~20.5	0.134	
"	"	西宇和郡伊方町正野2297番1から 同町正野2004番まで	旧	6.5~11.8	0.181	
			新	8.0~24.1	0.181	
"	"	西宇和郡伊方町正野1947番地先から 同町正野1942番2まで	旧	5.2~10.4	0.112	
			新	8.0~11.7	0.112	
"	"	西宇和郡伊方町正野2639番から 同町正野2621番まで	旧	7.5~21.5	0.103	
			新	11.9~41.8	0.103	

○愛媛県告示第1177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田乙341番10から 同市多田乙341番1地先まで	平成24年 9月21日

○愛媛県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	喜多郡内子町上川4125番3から 同町上川4131番まで	平成24年 9月28日

○愛媛県告示第1179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 県 道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南4018番1地先から 同町川津南4010番1地先まで	旧	メートル 5.0~7.0	キロメートル 0.090	
		西予市城川町川津南4010番1	新	12.0~18.0	0.090	

## ○愛媛県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般県道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南4010番1	平成24年9月21日

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年7月24日	NPO法人 クオリティアンドコミュニケーションオブアーツ	徳 永 高 志	松山市清水町三丁目83番地	この法人は、社会資本としての芸術の振興と活用を推進するため、芸術活動を行う個人や団体また、これを楽しむ地域社会に対して、その支援や橋渡し、普及等に関する事業を行い、もって独創力、表現力、創造性のある人と地域の形成を目指し、公益に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年8月31日	特定非営利活動法人 地域美術展協会	渡 邊 祥 行	松山市古川南1丁目21番30号	この法人は、各地の風物や伝統的行事等を描く展覧会の開催事業を行い、もって地域文化の振興と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年9月11日	特定非営利活動法人 食品治療学研究所	吉 村 裕 之	愛媛県東温市樋ノ口乙96番地35	この法人は、健康の維持・増進・回復に対する食品の有用性を産官学の連携により、科学的に評価する事業を行い、国民の健康な生活の質的向上に寄与することを目的とする。

## 公安委員会告示

## ○愛媛県公安委員会告示第4号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の廃止

の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年9月21日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名	廃止する特定講習の種別	廃止年月日
交安ドライビングスクール 宇和島市伊吹町小倉1421番地 永井 通康	取消処分者講習及び初心 運転者講習	平成24年 9月21日

## 公営企業告示

## ○愛媛県公営企業告示第11号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年9月21日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
医療機器（1.5T磁気共鳴断層撮影装置）の購入（愛媛県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年9月7日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号（剛堂会館内）	220,500,000円	一般競争入札	平成24年7月27日

## 公営企業公告

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年9月21日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 事業名

新中央病院院内LAN（1号館）整備事業

## (2) 事業実施場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

## (3) 事業内容

新中央病院1号館における院内ネットワークを運用するために必要な装置の調達、LAN配線、保守などを行う。（詳細は入札説明書等による。）

## (4) 賃貸借期間

平成25年5月5日から平成31年5月4日まで

## (5) 物件の設置完了日

平成25年3月15日

## (6) 入札方法

ア 入札金額は、保守を含む1ヶ月当たりの借入代金とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札説明書等に示す要求仕様の全てを確実に履行できることを証明したものであること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。

## 3 入札説明書の交付

## (1) 交付期間

公告の日から平成24年10月18日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）（ただし、10月18日（木）は午後5時00分まで）

## (2) 交付方法

5(7)に掲げる場所で交付する。

## 4 開札の日時及び場所

平成24年10月31日（水）午後2時00分

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）

## 5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明する書類を平成24年10月18日（木）までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効等

ア 入札参加資格要件を有しない者及び入札参加資格要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格要件を有することを確認された者であっても、

入札時点において入札参加資格要件を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2794

- (8) その他

詳細は、入札説明書等による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Project of LAN Wire Installation for Ehime Prefectural Central Hospital ( Building 1 )
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 31 October 2012
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

## ○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年9月21日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
X線Cアーム透視装置の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
X線Cアーム透視装置 1式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限  
平成25年1月31日まで
- (5) 納入場所  
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号  
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限  
契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
平成24年10月18日（木）午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、平成24年10月31日（水）から平成24年11月2日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、11月2日は午後10時59分まで））。  
紙入札による場合は、平成24年11月2日（金）午後10時59分まで。
- (5) 開札の日時及び場所  
平成24年11月2日（金）午前11時00分  
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- (6) 問い合わせ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2794

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年10月18日（木）午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: X ray fluoroscope Radiography System , 1 set

(2) Time limit of tender: 10:59 a.m . , 2 November 2012

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年9月21日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

血管連続撮影システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

血管連続撮影システム 1式

（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成25年3月15日から平成31年3月14日まで

(5) 借入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院新本院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成24年10月19日（金）午後5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成24年10月31日（水）から平成24年11月2日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、11月2日は午前11時29分まで））。

紙入札による場合は、平成24年11月2日（金）午前11時29分まで。）

(5) 開札の日時及び場所

平成24年11月2日（金）午前11時30分

愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 ( 089 )912 - 2794

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年10月19日（金）午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:

Angiography System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 11:29 a.m. , 2 November 2012

- (3) For further information , please contact: Property

Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570  
Japan

TEL 089 912 2794